

裾野市議会 議会継続計画
(裾野市議会BCP)

感染症対策編

令和3年7月 第1版 (2021/07/08)

裾 野 市 議 会

目次

裾野市議会BCP（感染症）制定の目的.....	3
議会BCPの発動基準.....	4
感染症対応一覧表.....	5
議会BCPの発動及び災害対策本部の設置（感染症）	6
BCP対策レベル決定の基本的考え方.....	7
議会事務局のバックアップ体制の確保.....	8
当局出席者の制限と対応.....	9
会議開催場所の制限と対応	10
市民傍聴の対応.....	11
本会議場、委員会室の消毒	12
会議日程の調整	13

裾野市議会BCP（感染症）制定の目的

令和2年に新型コロナウイルス感染症が大流行し、住民の命を守る対策の徹底が重要であることが強く認識されたことを踏まえ、議決機関である市議会においても感染症対策への取り組みを徹底し、停滞なく議会運営を進めることが必要である。

また、BCPとして基準を策定することによって、感染状況に対する感染症対策を合理的に定めることで、市民、職員、議員の安心安全の確保と、議会機能の高度な両立を目指すことができる。

裾野市議会の運営において、感染症の予防対策の体制を整え、感染症陽性者の発生という非常時においても、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能を果たすことを目的として、業務継続計画（裾野市議会BCP）を策定するものである。

[〔感染症対応一覧表へ戻る〕](#)

議会BCPの発動基準

議会BCPを発動する災害等の種別、および発動基準は次のとおりとし、災害発生時は、裾野市災害対策本部からの情報収集を図り、2元代表制の機能維持に努める。

発動の決定は議長が行うものとする。ただし、議長が発動の決定を行うことが困難な場合は代理者が行うものとし、議会BCPに関する代理者順位を以下の通り規定する。

【BCP代理者順位】 ①副議長→②議会運営委員長→③議会運営副委員長→④裾野市議会災害対策本部における年長議員

災害等種別	発動の条件	発動の決定
大規模地震	震度5弱以上の地震が発生した場合	自動
風水害	火山活動、風水害、大災害、大規模事故など気象警報、洪水警報等が発令され、相当規模の災害が予想される時、または重大な被害が発生し、応急対応が必要な場合 または、裾野市災害対策本部が設置されたとき	議長
感染症	感染症法に規定する疾病により、市民の健康及び生命に重篤な影響を与える恐れのある感染症が発生した場合 または、裾野市災害対策本部が設置されたとき	議長
国民保護事案	国民保護計画で想定される外部からの武力攻撃事態、緊急対処事態が発生した場合	議長
その他	市民の生命、財産を脅かす危機事案が発生した場合	議長

【参考】議会BCPにおける代理者順位の決定は、地方自治法の規定に基づき、仮議長、臨時議長に関する規定を基本的に準用し順位を決定した。

(地方自治法 仮議長、臨時議長に関する規定)

○仮議長に関する規定

第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

○臨時議長に関する規定

第107条 第103条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

感染症対応一覧表

目安1 および 目安2 を総合的に評価し、BCP対策レベルを決定							BCP 対策 レベル	本会議（法定の会議）				委員会（法定の会議）				協議会等 （任意の会議）		
目安1：静岡県の警戒レベル				目安2：議会関係者の感染状況				市職員	場所	会期	市民の 傍聴	市職員	場所	会期	委員外 議員	市民の 傍聴	開催可否	場所
警戒 レベル	状態	県内移動 の制限	県外移動 の制限	市職員	議員	事務局 職員												
1 日常	感染 終息期	通常	通常	無し	無し	無し	1	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
2 ほぼ 日常	感染 休止期	通常	通常	無し	無し	無し	2	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
3 注意	感染 限定期	通常	通常	無し	無し	無し	3	通常	通常	通常	通常	通常	議場	通常	通常	議場の傍 聴席	通常	通常
4 警戒	感染 移行期	移動 自粛	原則 回避	無し	無し	無し	4	通常	通常	通常	通常	通常	議場	通常	通常	議場の傍 聴席	通常	通常
5 特別 警戒	感染 まん延期 中期	外出 自粛	原則 自粛	有り 行政運営 の影響小	有り 議会運営 の影響小	無し	5	最小限	議場 消毒	会議日程 の調整	議場の傍 聴自粛を 要請	最小限	議場 消毒	会議日程 の調整	会議日程 の調整に 係る対策 に従う	議場での 傍聴自粛 要請	会議日程 の調整	議場
6 都市 封鎖級	感染 まん延期 後期	外出 禁止を 要請	禁止を 要請	有り 行政運営 の影響大	有り 議会運営 の影響大	有り	6	最小限	議場 消毒	会議日程 の調整	議場の傍 聴自粛を 要請	最小限	議場 消毒	会議日程 の調整	会議日程 の調整に 係る対策 に従う	議場の傍 聴自粛を 要請	延期、中 止を含め た会議日 程の調整	議場

【静岡県公式ホームページ 静岡県新型コロナウイルス警戒レベル】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailvel.html>

【静岡県公式ホームページ 「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」（新型コロナウイルス感染症対策）】

https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/210514keikailvel_index.pdf

議会BCPの発動及び災害対策本部の設置（感染症）

順序	流れ	実施事項
1	議会災害対策本部設置の決定と招集	<p>裾野市災害対策本部が設置された場合、議長は速やかに議員にBCPの発動を宣言し、議長を本部長とする議会災害対策本部を設置し、議会災害対策本部会議を開催（招集）する。</p> <p>議会災害対策本部会議の構成員） 議長、副議長、議会運営委員</p>
2	議会災害対策本部会議の開催	<p>議会災害対策本部会議は、国・県・市の感染状況および、議会運営に関係する者の感染状況などを総合的に判断し、裾野市議会のBCP対策レベル（1から6）を決定する。</p> <p>議会災害対策本部会議でBCP対策レベルが決定した場合は、本部長は速やかに議員にBCP対策レベルを通知する。</p>

裾野市議会災害対策本部会議の構成員の主な任務

役職	議長	副議長	議運委員会	事務局
	本部長	副本部長	部員	—
主な任務	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の事務の統括 ○市対策本部との連携に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長を補佐 ○本部長が欠けた場合の職務代理 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の協議、調査事項に関すること ○本会議・委員会の運営に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の運営支援 ○市対策本部への参加（局長） ○市・議会对策本部の情報連絡 ○議員の参集に関すること

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

BCP対策レベル決定の基本的考え方

裾野市議会対策本部長（議長または議長に代わる職務代行者）は、国・静岡県・裾野市の感染状況および、議会運営に関係する者の感染状況など変化した時は、速やかに裾野市議会災害対策本部会議を開催し、裾野市議会のBCP対策レベル（1から6）を決定する。

BCP対策レベルの設定にあたっては、県のレベルを基準に、感染防止における人流抑制の観点などを踏まえつつ、裾野市および裾野市議会運営に関係する者の感染状況などを俯瞰して、裾野市議会災害対策本部会議にて議論し決定する。

1・議会事務局職員が感染者、濃厚接触者になった場合

議会事務局職員の状況が改善するまでの間、BCP対策レベルを6に設定し、議会は最大限の警戒態勢で議会機能の維持に努める。

会期中の場合は直ちに休会し、議会フロアを閉鎖し消毒などの感染防止対策を実施（※1）する。

裾野市議会災害対策本部会議は、会議日程の変更要否について議論し決定する。

※1

議会フロアの消毒など、感染防止対策については「裾野市令和2年度新型コロナウイルス感染症対処計画（令和2年4月策定）」に基づき適切に対応する。

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

議会事務局のバックアップ体制の確保

議会事務局の職員は定数5名（令和3年5月21日現在）で、本会議、常任委員会時には3名が議場または委員会室にて会議運営の執務にあっている。

議会事務局職員が感染症で陽性又は濃厚接触者となった場合は、議会運営に多大なる影響があることが想定される。本部長（議長）は、議会事務局職員の任命権者として、災害発生時であっても議会事務局機能を喪失しないよう、議会事務局経験がある職員をリスト化し見える化を図る。

議会事務局職員で感染者または濃厚接触者として自宅待機が発生した場合は、議会事務局経験のある市長部局の職員を一定期間、議会事務局へ出向させる体制を構築できるよう、市長と連携を図る。

議会事務局の職員もまた、議会運営を担う重要かつ非代替性の観点から、議員と同様に行動基準に則して行動し、感染の予防に努めることが重要である。

議会事務局のバックアップ体制については「裾野市令和2年度新型コロナウイルス感染症対処計画（令和2年4月策定）」に基づき適切に対応する。

[〔感染症対応一覧表へ戻る〕](#)

当局出席者の制限と対応

BCPを発動された際は、当局出席者はマスクの着用や手指消毒の励行など、新しい生活様式を前提とした基本的な行動を遵守し、常に感染症予防対策に努めることとする。

BCP対策レベル5以上では議場、委員会室での3密を回避するため、当局出席者を制限し、感染リスクの低減のために最小限の人数とする。その他の会議においても、本基準に基づき判断する。

1・出席者の制限

BCP対策レベル	本会議	委員会
4以下	通常	通常
5	市長、副市長、発言が見込まれる部長級など、審議に必要な最小限の出席を基本とする。	審査で発言が見込まれる職員などなど、審議に必要な最小限の出席を基本とする。
6		

今後必要な対応)

退席時の消毒、および拭き取り後の廃棄物処理のために、アルコール綿の常備、および蓋付きゴミ箱などの備蓄、設置が必要である。

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

会議開催場所の制限と対応

BCP対策レベルが設定された際は、新しい生活様式を確保するための対策とともに、BCP対策レベルに応じた会議開催場所の対策を実施する。

1・新しい生活様式を確保するための対策

- ・登庁時、庁舎玄関の手指消毒の実施とマスクの着用の徹底
- ・議会フロアに立ち入る時の手指消毒の実施（議員、理事者、市民）
- ・議会事務局での検温と、検温結果の記録。
- ・席間にパーテーションを設置し飛沫対策を講じる。
- ・会議中は換気のため、議員出入口、傍聴者出入口の2箇所を解放する。

2・BCP対策レベル別の対策

BCP対策レベル	本会議	委員会
2以下	通常（本会議場）	通常（委員会室）
3		本会議場
4		
5	・出席者が入れ替わる毎に消毒し退席する。 ・会議を直ちに休会し、議場を封鎖し、消毒作業が完了するまでの間は議場への立ち入りを禁止する。	
6		

(今後必要な対応)

- ・席間パーテーションの購入、設置
- ・マイクの移設が必要（平時から席間を空ける検討も必要）
- ・消毒用資機材の調達

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

市民傍聴の対応

裾野市議会基本条例では、「開かれた議会」への対応を議会の活動原則に定めている。この活動原則に則り、①市民の安心安全の確保と、②開かれた議会への対応、③議会の機能維持を高いレベルで両立することが求められる。

また、地方自治法 115 条で会議の公開が規定されており、市民の傍聴機会の担保が必要となっている。しかしながら、感染防止を最優先させる観点から、議会の開催案内と、本会議場および議会フロアへの立ち入りについて制限し、感染リスクの低減を図る必要がある。

1・議会傍聴を希望する市民への依頼事項

議会BCP発動中における議会の傍聴者には、新しい生活様式を確保するために、下記事項への協力を丁寧にお願ひし、感染拡大防止に対するご理解を賜ることが重要である。

- ・登庁時、庁舎玄関の手指の消毒及び検温の実施
- ・マスクの着用
- ・受付票の記入（立ち入る者の氏名、緊急連絡先）※記入時の3密対策も実施
- ・立ち入り時の手指消毒の実施

2・議会の開催案内及び傍聴方法

議会の開催案内と、本会議場および議会フロアへの立ち入りについて下表の通り制限し、感染リスクの低減を図る。

BCP対策レベル	議会の開催案内	傍聴方法
2以下	通常通り	通常通り（本会議：議場、委員会：委員会室）
3・4	通常通り	本会議、委員会ともに議場での傍聴 傍聴席の身体的距離を確保して傍聴
5	議場での傍聴自粛を要請	本会議場での傍聴希望者は受け入れるが、 傍聴席間の距離を確保して傍聴 庁舎1階フロア、第1委員会室を活用した別室傍聴を推奨する。
6	本会議場への立ち入りの制限、議場での傍聴自粛を要請	本会議場への立ち入りを中止し、庁舎1階フロア、第一委員会室を活用した別室傍聴、もしくは傍聴自粛を要請する。

(今後必要な対応)

- ・市民のオンライン傍聴を可能とする環境整備の実施

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

本会議場、委員会室の消毒

議会関係者（議員、理事者、議会事務局職員）で感染者または濃厚接触者が発生した場合は、「裾野市令和2年度新型コロナウイルス感染症対処計画（令和2年4月策定）」に基づき直ちに議会フロアを閉鎖し、庁舎管理者により消毒作業を実施する。

1・開会中の場合

- ・裾野市議会災害対策本部ならびに議会運営委員会を合わせて開催し、直ちに本会議（法定の会議）を休会し、議会フロア（議場、委員会室、議会事務局）を封鎖し立ち入り禁止の看板を設置する。
- ・庁舎管理者による消毒作業を実施し、消毒作業が完了するまでの間は議場への立ち入りを禁止する。
- ・消毒作業が完了し会議を再開する場合は、換気のため議場入口の全てを解放し議長の判断のもと議場入りし会議を開会する。

速やかに裾野市議会災害対策本部でBCP対応レベル（5または6）の判断を行い、議会運営の影響について確認と協議を行う。

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)

会議日程の調整

BCP対策レベルが5以上の場合は、議会関係者（議員、職員、議会事務局職員）の接触機会を極力減らし、感染リスクを低減する努力が必要である。特に会議日程を削減する必要性があると認められる場合は、開会中、閉会中を問わず速やかに裾野市議会災害対策本部において議会機能の質確保と、議会関係者の接触機会低減による感染リスク低減の両立を最大限見込める方策を裾野市議会災害対策本部にて検討し、議会運営委員会にて決定する。

1・本会議、委員会（法定の会議）の実施方法の検討

審査の進行状況や、感染拡大の状況により対応が異なるが、議会機能の質確保と、議会関係者の接触機会低減による感染リスク低減の両立を最大限見込める方策を決定する。

他自治体などで実施された感染リスク低減策

- ①専決処分
- ②委員会付託を省略
- ③文書質疑、文書答弁
- ④休会（裾野市議会でも実施）
- ⑤発言時間の制限や議場出席者の制限を行う。（裾野市議会でも実施）

など

2・その他の会議の実施方法の検討

実施時期の延期や中止、オンラインでの実施の可能性など適宜検討する。

[\[感染症対応一覧表へ戻る\]](#)